

会長声明

死刑執行に強く抗議し、死刑執行の停止を求める会長声明

昨日、3名の死刑が執行された。執行された者の中には、再審請求中の者も含まれている。

当会は、2020年9月24日の臨時総会において、死刑制度に関する規定が削除されるまでの間、死刑執行は停止されるべきであり、死刑廃止と併せ、死刑に代わる刑罰として仮釈放のない終身刑の導入を検討すべきであると決議した（死刑制度廃止に向け、まずは死刑執行停止を求める決議）。

日弁連も2016年の福井市における人権擁護大会において、「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言案」を採択し、刑罰制度の改革、受刑者の再犯防止・社会復帰のための法制度の改正と共に、死刑制度の廃止を目指す旨宣言し、死刑廃止に向け大きく舵を切っている。

今回の死刑執行は、極めて遺憾である。

死刑は、人間の生命を国家が奪うという行為であり、人権保障の点から根本的な問題を有している。

死刑の廃止又は執行の停止は既に国際的潮流となっており、

OECD加盟国の中で死刑執行を国家として維持しているのは日本だけであり、日本は非人道的な国であると国際的な非難を受けている。

さらに、死刑は誤判の場合には取り返しのつかない刑罰であるという問題点を内包している。現に日本では、死刑を宣告されながら、後に無罪であることが判明した著名な死刑再審4事件が過去に存在したほか、近年に至っても、静岡地方裁判所は袴田巖氏の第二次再審請求事件について、再審を開始し、死刑及び拘置の執行を停止する決定をしている。

当会は、犯罪被害者の救済制度のさらなる充実を求めるとともに、昨日の死刑執行について強く抗議し、改めて、死刑制度を廃止するための立法措置を講じ、死刑制度が廃止されるまでの間全ての死刑の執行を停止することを求める。

2021(令和3)年12月22日
東京弁護士会会长 矢吹 公敏

出入国在留管理庁の公表資料に抗議する会長声明

出入国在留管理庁（以下「入管庁」という。）は、2021年12月21日、「現行入管法上の問題点」と題する資料を公表した。

上記資料の14頁の「身元保証制度の運用状況」という項において、「収容されている外国人の仮放免に当たり、身元保証人を付ける例が多いが、保証人の中には多数の逃亡者を発生させている例がある。」と述べ、「【多数の逃亡者を発生させている身元保証人の例】・弁護士A：約280人中約80人逃亡・弁護士B：約190人中約40人逃亡・弁護士C：約50人中約20人逃亡（中略）※平成26年1月～令和3年3月末までに判明した概数」と表記している。

仮放免を受けた者が所在不明になった背景には、数年にもわたる無期限収容や、今年3月の名古屋入管内の死亡事件で明らかになったような施設内の劣悪な処遇など、入管収容上の問題があるにもかかわらず、あたかも身元保証人となった弁護士らに逃亡の責任があるかのように言及することは、弁護士

が逃亡を助長しているかのような印象を与えかねないものであり、不当かつ不適切なものといわざるを得ない。

当会、日本弁護士連合会、国連機関及び各種NGOは、国際人権基準などに照らして、無期限収容も含め、日本の収容制度や難民認定制度の様々な問題を再三指摘してきた。現在も、多くの弁護士らが外国人の無期限収容からの解放を支援する活動に取り組んでいる。今回の公表資料の上記記述は、かかる弁護士らの人権擁護活動に悪影響を及ぼすものである。

上記公表資料の他の記載についても重大な問題が存在するところであるが、当会は、入管庁に対し、まずは14頁の「身元保証制度の運用状況」の項につき抗議し、この項を直ちに削除してその旨を周知することを求める。

2021(令和3)年12月27日
東京弁護士会会长 矢吹 公敏